

「第323回 判例・事例研究会」

代表取締役の解職と損害賠償

日 時	令和元年11月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太 田 善 大

【判例】

事件の表示	事 件 名 地位確認請求事件 事 件 番 号 平成30年(ワ)第103号 富山地裁高岡支部判決平成31年4月17日
事 案	<p>平成30年5月11日に開催されたY株式会社(被告)の取締役会(本件取締役会。7名出席)において、AからX(原告)をYの代表取締役社長から解職する動議が提出され、Xを除く取締役6名中4名の取締役がこれに賛成した(本件解職決議)。</p> <p>Xが、本件解職決議は無効であり、XはYの代表取締役の地位にあるとして、Yに対し、主位的に、その地位確認を求めるとともに、本件選定決議の無効確認を求め、また、かりに、本件各決議が有効であるとしても、Xの解職は任期満了前の不利な時期になされたものであるから、民法651条2項に基づき、任期満了までの報酬額相当の損害賠償請求権があるとし、Yに対し、予備的に、その損害の一部の損害賠償を求めて、訴えを提起した。</p>

<p style="text-align: center;">判 旨 (抜 粋)</p>	<p>代表取締役の解職の手續に、委任解除の規定である民法651条が適用されるかは一つの問題ではあるが、仮にその適用があるとしても、同条2項における「相手方に不利な時期」とは、委任に係る事務処理自体との関連において不利な時期をいうものと解され、また、同項にいう損害とは、解除の時期の不当なことによる損害をいうものと解される。……そして、報酬を支払う旨の約定のある有償の委任契約においては、解除により将来の報酬債権が生じないことは当然であって、委任は各当事者がいつでも解除することができるものである以上、受任者が将来得べかりし報酬は、当然には解除の時期の不当なことによる損害として上記損害に含まれるものではない。</p>
<p style="text-align: center;">解 説</p>	<p>前提として、株式会社はいつでも株主総会決議により、特定の取締役を解任することが可能ですが、解任の正当な理由がある場合を除き、株式会社は当該取締役に対して、残余任期期間中の報酬相当額について損害賠償義務を負おうこととなります（会社法339条1項、2項）。</p> <p>本件は、取締役の解任ではなく、代表取締役の解職（代表権の剥奪）の事案であり、原告は、民法の委任に関する規定に基づいて残余任期の報酬相当額について損害賠償請求したものです。</p> <p>本件裁判例は原告の主張を認めませんでした。代表取締役の解職にも会社法339条2項の類推適用があるというのが多数説です。原告が会社法339条2項の類推適用に基づく損害賠償請求を行っていた場合、別の結論となった可能性もあるでしょう。</p>